

「CEF津山ウインドファーム建設事業」に係る環境影響評価準備書に関する知事意見について

CEF津山ウインドファーム建設事業に係る環境影響評価については、「岡山県環境影響評価等に関する条例」に基づき、関係市長、住民、岡山県環境影響評価技術審査委員及び庁内関係各課長等の意見を聴くなどの手続を実施してきたが、この度、環境影響評価準備書に関する知事意見を、次のとおり取りまとめた。

記

1 事業の概要

(1) 事業の名称

CEF津山ウインドファーム建設事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

クリーンエネルギーファクトリー株式会社

(代表取締役 鎌田宏之、北海道根室市昆布盛149番地12)

(3) 事業の目的

新エネルギーである風力発電施設を32基建設し、電気卸供給事業者として電気事業を営む。

(4) 事業実施区域の位置

津山市阿波及び加茂町の五輪原地区

(5) 計画諸元

項目	計 画 概 要
目標年次	工事着工から4年度
土地改変面積	241,738㎡
施設規模	80,000kW (2,500kW級風力発電機×32基) 算定年間発電量：204,570MWh (約6万世帯分の年間電力に相当) 風力発電機(1基)の仕様 タワー部高さ：85m、ブレード長さ：44or50m ブレード枚数：3枚
総事業費	約248億円

2 準備書に係る地域住民への説明会・意見書等

(1) 説明会

①加茂町文化センター：平成22年4月2日

参加者数：10人

②津山市役所阿波支所：日時：平成22年4月2日(金)

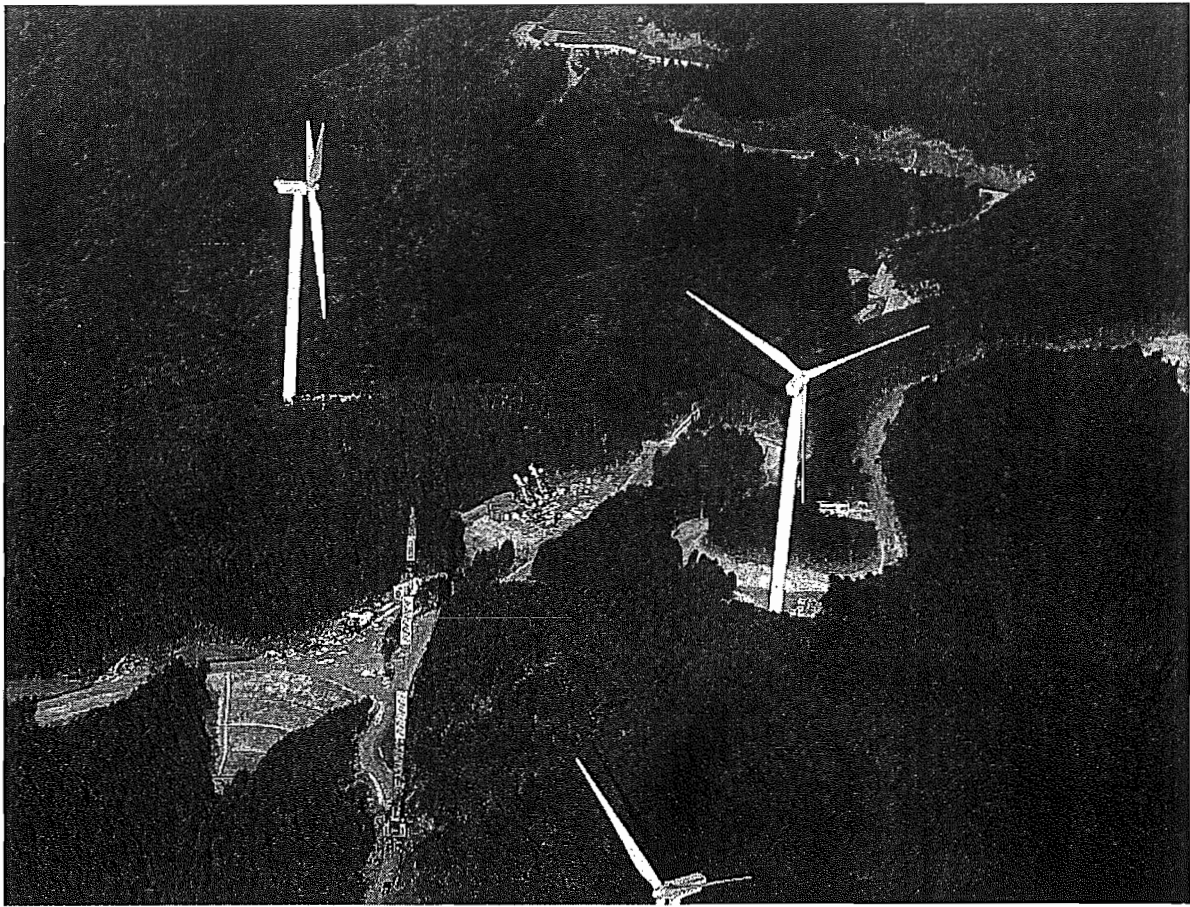
参加者数：7人

(2) 意見書の提出

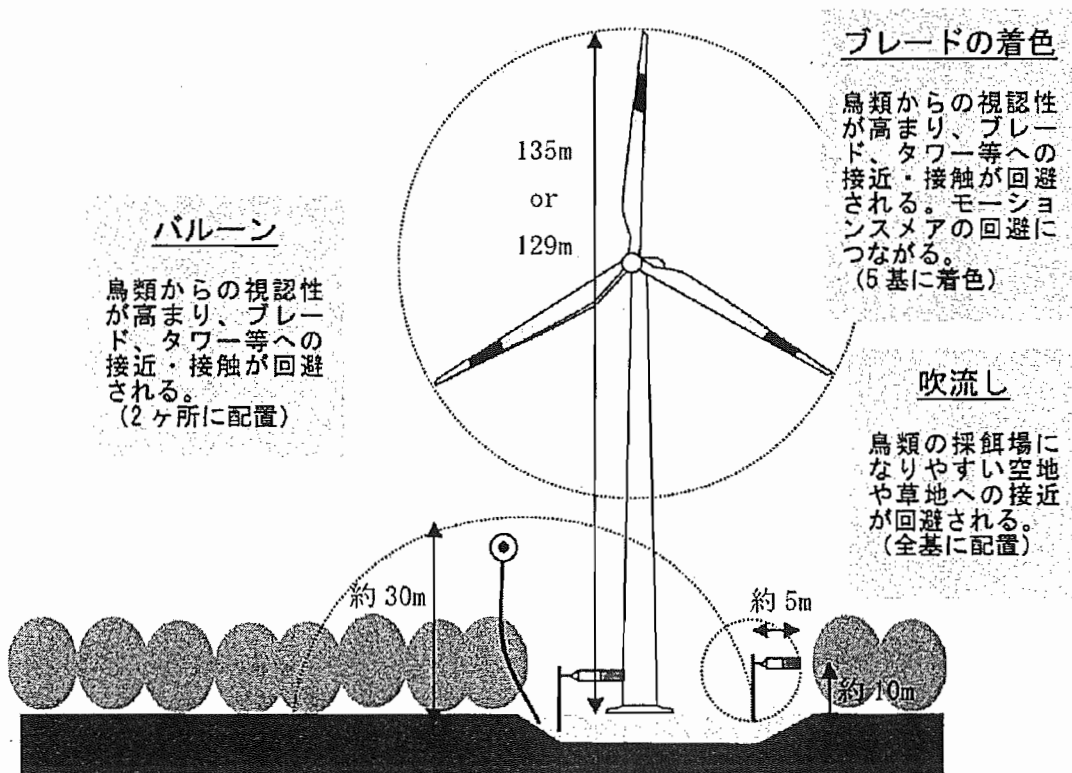
①意見書の提出期間：平成22年3月23日(火)～平成22年4月19日(月)

②意見書提出数：7件

風力発電施設の設置イメージ



山口県下関市豊北町（白滝山）に建設された風力発電施設
 (http://no-windfarm.asablo.jp/blog/ より)



3 知事意見について（骨子）

意見は、事業計画の妥当性、予定地の自然生態系への影響を中心とした総括的なものと、各環境項目、影響要因ごとに整理した個別事項についてのものとした。

（1）事業計画及び工事内容等について

- ・事業地選定及び施設配置を含む発電計画の根拠と経緯の補足説明
- ・送電計画及び資機材輸送計画について必要な見直しと住民への周知
- ・建設工事計画・内容の妥当性や関係法令の遵守等について明示化
- ・施設稼働後の保守管理方法及び不要となった施設の処理方法の明示化

（2）対象事業地域の特性への配慮について

- ・細池湿原を中心とした地域一帯の重要性と環境保全について記載

（3）環境影響評価項目の選定について

- ・送電線埋設工事及び資機材輸送に伴う交通障害等を追加

（4）調査、予測及び評価の手法について

- ・影響範囲の再検討（拡大）と補完調査の実施
- ・自然状況、気象条件等に関する基礎データの追加
- ・希少野生生物の生息状況に関する追加調査と範囲の拡大

（5）環境要素とその対策等について

- ・水質について、濁水対策の再検討と追加
- ・動物について、生物個別への対策だけでなく、地域生態系全体に対し事業が及ぼす影響について予測・評価
- ・植物について、ブナ林に対する影響の回避
- ・景観について、風車による山稜線の分断と国定公園からの眺望についての評価
- ・文化財・天然記念物について、新規発見した際の対応

4 今後の手続

事業者は、知事意見を踏まえて最終的な評価書を作成する。

(参考)

知 事 意 見

C E F 津山ウインドファーム建設事業に係る環境影響評価準備書について、関係市長及び関係地域住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、知事意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講じられたい。

1 事業計画及び工事内容等について

(1) 事業予定地選定の根拠を明らかにすること。

また、この地域の風力特性や風況、自然特性を十分に考慮した上で、必要に応じ施設の配置など事業計画を見直すこと。

なお、見直しを行う際には、外部の専門家等の意見を十分取り入れること。

(2) 送電線の敷設については、直近の送電所への送電を検討するなど柔軟な対応を行い、随時適切に計画を見直すこととし、可能な限り環境への負荷を低減すること。

(3) 資機材の輸送については、風力発電施設の数量や規模に応じて輸送方法を変更するなど、可能な限り環境への負荷を低減すること。

また、詳細な資材運搬計画とともに、輸送により生じるおそれのある交通障害問題及びその対策について検討し、結果を輸送ルート周辺の住民を含め広く関係者に周知すること。

(4) 建設工事等については、工法の妥当性、関係法令の基準等及び遵守状況を明らかにするとともに、事故防止や環境保全に係る対策について関係行政機関と十分に協議し、実行すること。

(5) 風力発電施設の故障に伴う保守点検の方法等について詳細な計画を策定しておくこと。

(6) 事業計画の変更、故障等に伴い風力発電施設が不要となった際、当該計画地にそのまま残されることのないよう、廃棄物等の処分方法などを含め、対応方針を明らかにしておくこと。

2 対象事業地域の特性への配慮について

細池湿原を中心とした地域一帯は、天然記念物を始めとする希少野生生物の生息維持のための中心的役割を担っている可能性が高いことを認識し、その重要性と保全に配慮する必要性があることについて記載すること。

3 環境影響評価項目の選定について

埋設送電線の敷設工事や風力発電資機材の輸送に伴う影響は、地域住民の生活環境に直結することから、これらに伴い生じるおそれのある交通障害、騒音等についての予測・評価を評価書に記載すること。

4 調査、予測及び評価の手法について

(1) 開発により影響の及ぶ範囲が過小となっているおそれがあるので、可能な限り広範囲に捉えた補完調査を行い、環境の保全に万全を期すること。

(2) 当該計画地の自然状況に関する基礎データが調査不足であるため、最新のデータによるものに訂正するとともに、過去の気象状況（特に台風や突風、積雪）等も含めて記載すること。

(3) 希少野生生物について、調査範囲の拡大と期間を延長した追加調査を行い、希少野生生物の詳細な生息状況を再度確認した上で、生息が確認された場合の適切な保全対策を評価書に記載すること。

また、工事中も継続して調査を行い、新たな希少野生生物が確認された場合は追加の保全対策を講じること。

5 環境要素とその対策等について

(1) 水質について、五輪原上流域の地質特性について再検討し、工事中の対策として挙げているシガラ柵の効果について再評価するとともに、効果が不十分な場合の追加対策と併せ評価書に記載すること。

(2) 生物個別への対策は記載されているが、地域の生態系全体に対し事業が及ぼす影響について、長期的影響も考慮するなど慎重に予測・評価すること。

(3) 天然ブナ林への影響回避のための対策を検討すること。併せて、森林造成計画の具体的内容を明らかにし、森林保全とその景観に与える影響を詳細に予測・評価すること。

(4) 風力発電施設の建設による山稜線の分断は、景観に大きな影響を与えることになるため、風力発電施設の配置と、それにより生じる景観への影響について、環境省が作成した「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」等を参考として検討し、評価書に記載すること。

(5) 開発に係る範囲が広いため、施設建設中に新たな文化財等が発見される可能性があるため、工事に当たっては、文化財等の存在に十分に注意を払い、適切に対応すること。